

配偶者暴力相談支援センターの役割

内閣府男女共同参画局

男女間暴力対策課

内閣府

本講義の内容

- 配偶者からの暴力（DV）
- 配偶者暴力相談支援センターの相談支援

本講義の内容

- 配偶者からの暴力（DV）
- 配偶者暴力相談支援センターの相談支援

3

配偶者からの暴力（DV）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）
における
「配偶者からの暴力」の定義

{
①法律婚の相手方
②事実婚の相手方
③生活の本拠を共にする交際相手
からの
身体に対する暴力
又は
これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
}

※離婚等の前に暴力等を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①～③からの暴力等を含む

4

配偶者からの暴力（DV）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針
(令和5年9月8日 内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)

- 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。
- 配偶者からの暴力は、外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄い傾向にある。
- 周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性がある。
- 暴力の形態には身体的・経済的・性的なものなど多様な形があり得る。

5

男女間における暴力に関する調査（令和5年度）について

【調査の概要】

- 男女間の取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するため、男女間の暴力の実態を把握し、その対策の推進に資することを目的として、平成11年度以降、3年に1回実施している統計法に基づく一般統計調査。
- 本調査では、配偶者からの暴力の被害経験、交際相手からの暴力の被害経験、執拗なつきまとい等の被害経験、不同意性交等をされた被害経験などを調査し、調査結果はHP等で公開。

【令和5年度調査について】

<調査対象>

- 全国18歳以上59歳以下の男女5,000人
- ※ 無作為抽出
- ※ 年齢は令和5年11月30日現在

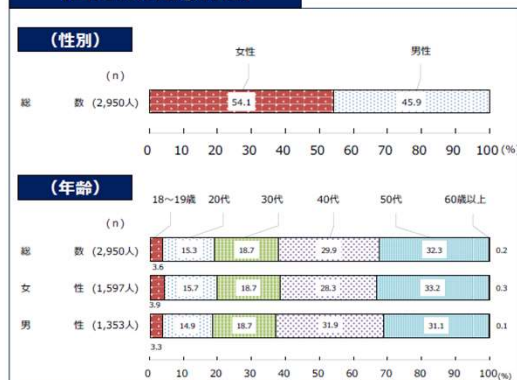
<調査期間>

- 令和5年11月～12月

<回収結果>

- 2,950人（59.0%）
- 女性：1,597人、男性：1,353人

【回答者の主な属性】



6

【配偶者からの暴力の被害経験（被害類型別）】

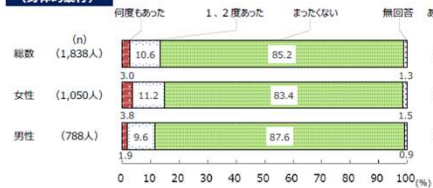
○ 結婚したことのある人の25.1%は配偶者から暴力を受けたことがある。性別で見ると、女性の27.5%、男性の22.0%は、配偶者から被害を受けたことがあり、女性の13.2%、男性の7.2%は何度も受けている。

(まとめ)

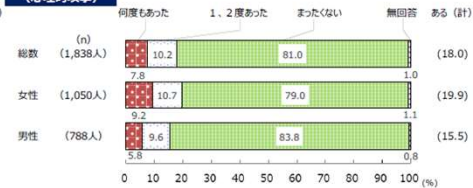


【被害類型ごとの被害経験】

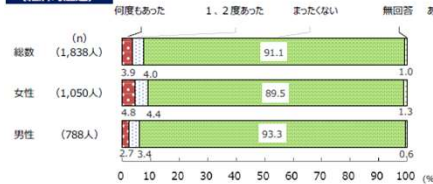
(身体的暴行)



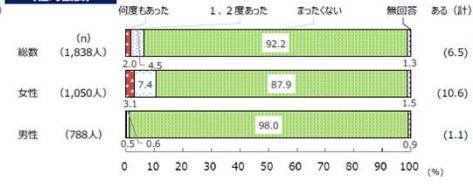
(心理的攻撃)



(経済的圧迫)

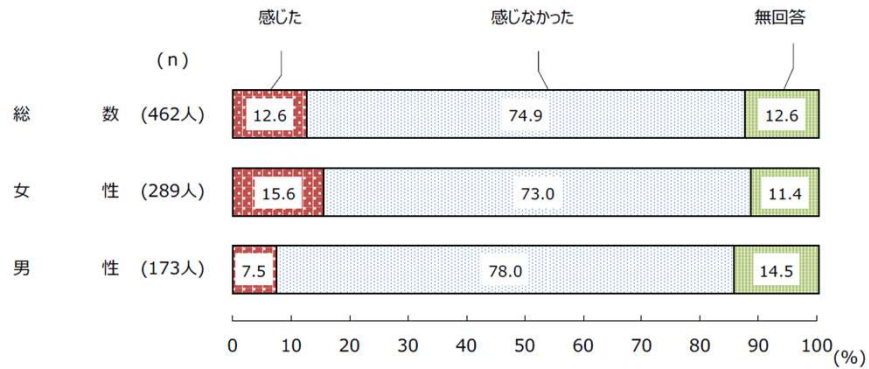


(性的強要)



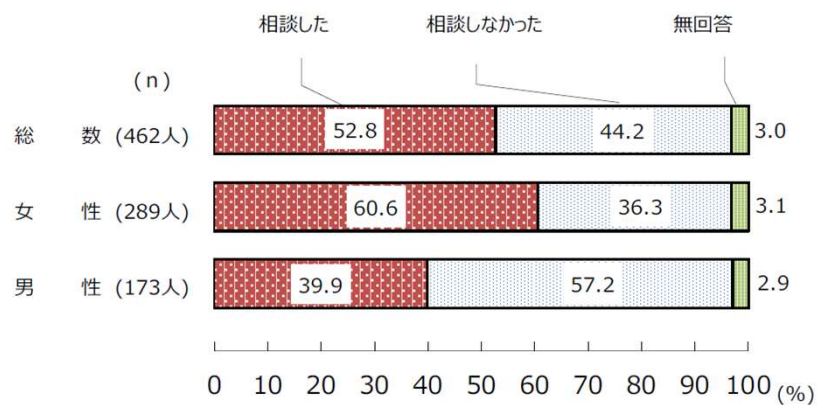
【命の危険を感じた経験】

○ 被害を受けた人の12.6%、性別で見ると女性の15.6%、男性の7.5%は命の危険を感じた経験がある。



【相談経験】

○ 被害を受けた人の44.2%、性別で見ると女性の36.3%、男性の57.2%はどこにも相談していない。



本講義の内容

- 配偶者からの暴力（DV）
- 配偶者暴力相談支援センターの相談支援

11

配偶者暴力相談支援センターについて

配偶者暴力相談支援センター



配偶者暴力相談支援センターでは、以下の業務を行っている。

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

（※ 実際に行っている業務はセンターにより異なります。）

○都道府県： 女性相談支援センターその他の適切な施設においてセンターの機能を果たすようにする。

市町村： 適切な施設においてセンターの機能を果たすようにするよう努める。
（福祉事務所、男女共同参画センター等）

○全国では、**316か所**（令和6年4月現在）

うち、都道府県 171か所
市町村 145か所

12

配偶者暴力相談支援センター数の推移

(令和6年4月1日現在)

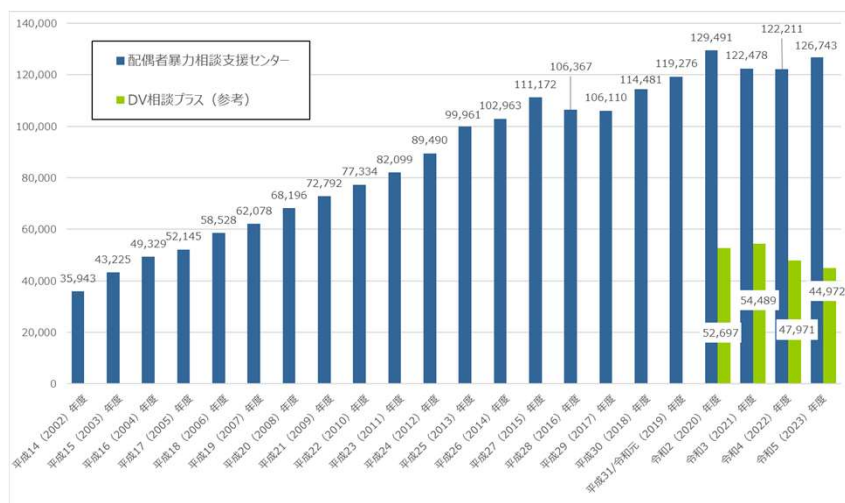


※ 各年4月1日現在の数値。ただし、平成25・26年は7月1日現在、平成27年は11月9日現在、平成28年は7月2日現在、平成29年は11月2日現在、平成30年は12月3日現在、令和元年は7月1日現在、令和2年は11月1日現在
 ※ () 内は、都道府県及び市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターの設置数の合計

13

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移（年次）

- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和2（2020）年度に過去最高となり、高水準で推移。
- 令和5（2023）年度は、約12.7万件で、前年度から増加（前年度比約4％増）。

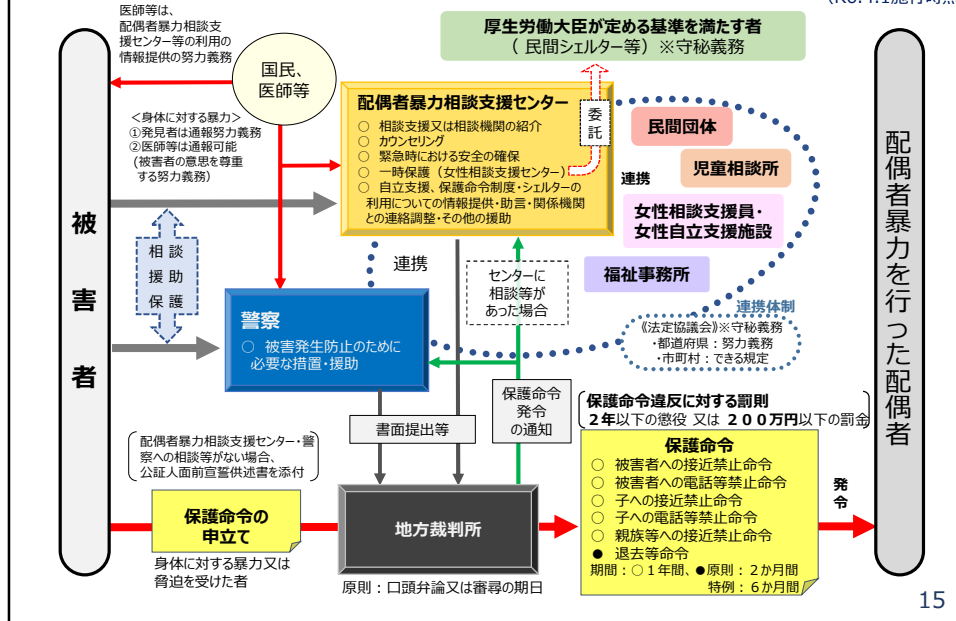


※「配偶者暴力相談支援センター」の相談件数は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等をとりまとめ、集計。（令和6年12月時点）
 ※「DV相談プラス」の相談件数は、令和2（2020）年4月20日に内閣府が開設した相談窓口に寄せられた相談件数を集計。

14

配偶者暴力防止法（DV防止法）の概要【フローチャート】

(R6.4.1施行時点)



15

DV相談ナビ（#8008）はれれば

全国共通の電話番号（#8008）に電話をすると、
お近くの都道府県配偶者暴力相談支援センターにつながります。



啓発カード（名刺サイズ）



16

参考 1

配偶者暴力防止法（DV防止法）の概要

※令和6年4月1日施行時点
(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

- ▶平成13年、参議院「共生社会に関する調査会」から法案が提出され、成立。その後、平成16年、平成19年、平成25年に議員立法による改正が行われ、制度が拡充。令和元年の児童福祉法等一部改正法による改正（児童相談所との連携等）を経て、令和5年、保護命令制度の拡充等を含む改正が行われた（令和6年4月1日施行）。
- ▶配偶者からの暴力は、**犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害**である。通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る**ために制定。

配偶者からの暴力（定義）

- ①法律婚の相手方
- ②事実婚の相手方
- ③生活の本拠を共にする交際相手

からの **身体に対する暴力**
又は
これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動

※離婚等の前に暴力等を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①～③からの暴力等を含む

1 基本方針・都道府県計画等

- 国が定める「基本方針」
(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省)
- 基本方針に即して定める「**都道府県基本計画**」(市町村は基本計画を定める努力義務)
- ▶配偶者からの暴力の防止・被害者の保護
(含：自立支援)に関する
(1)基本的な事項、(2)施策の内容、
(3)国、地方公共団体、民間団体等の連携・協力、
(4)その他重要事項

2 相談・被害者保護の体制

- 配偶者暴力相談支援センター**（相談支援センター）
▶都道府県の女性相談支援センターや市町村の施設など
適切な施設が機能[※]を果たす（市町村は設置の努力義務）
※相談又は相談機関の紹介／カウンセリング／緊急時における
安全の確保／一時保護（女性相談支援センター、委託された民間
シェルター等）／自立支援、保護命令制度、シェルター利用の
情報提供・助言・関係機関との連絡調整・その他の援助
- 女性相談支援員**による相談・援助
- 女性自立支援施設**における被害者の保護

3 保護命令制度

○裁判所が、被害者[※]の申立てにより、**相手配偶者に対し、一定の行為を禁止する等の命令を発令する制度**

※①～⑤は**身体に対する暴力と脅迫**、⑥は、身体に対する暴力と生命・身体に対する脅迫の被害者

- ①被害者への接近禁止命令 [1年間]
- ②被害者への電話等禁止命令 [1年間]
- ③子への接近禁止命令 [1年間]
- ④子への電話等禁止命令 [1年間]
- ⑤親族等への接近禁止命令 [1年間]
- ⑥退去等命令 [2か月間（特例6か月間）]

○命令違反の罰則

2年以下の懲役/200万円以下の罰金

<口頭弁論又は審尋の期日を経て発令することが原則>

4 被害の防止・被害者の自立支援のための仕組み

- 発見者による通報等**
- ▶配偶者からの暴力（身体に対する暴力に限る）の被害者を見つけた者は、相談支援センター又は警察官に通報するよう努める
- ▶医療関係者は、配偶者からの暴力（同上）による負傷・疾病を発見した際は、被害者の意思を尊重し、相談支援センター又は警察官に通報できる
- 警察による被害の防止に必要な措置・援助**
- 福祉事務所による自立支援** ○**関係機関の連携協力**

5 法定協議会

- 都道府県は、**協議会を組織する努力義務**
(市町村は「できる規定」)
- ▶協議会の事務
・被害者保護を図るために必要な情報交換
・被害者に対する支援内容に関する協議
▶関係機関等への協力要求権（資料提供等）
▶協議会の事務の従事者等に守秘義務

6 その他

- 職務関係者による配慮等
→被害者の国籍、障害の有無等を問わず人権尊重、安全確保等に配慮
- 教育及び啓発
- 調査研究の推進等
- 民間の団体に対する援助
- 国の負担及び補助等

17

参考 2

配偶者暴力防止法に基づく 保護命令制度の概要

令和6年(2024年)4月1日～

**重篤な精神的被害を受けた場合も
保護命令の対象になります。**

令和5年改正のポイント

- 接近禁止命令等について、発令の対象を拡大**
- 子への電話等禁止命令の創設**
- 保護命令違反に関する罰則の加重**
(2年以下の拘禁刑[※]/200万円以下の罰金)

※令和7年5月31日まで10年間の経過措置

詳しくは
こちらをご覧ください

配偶者暴力防止法令和5年改正の詳細



DV被害者に関する情報



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)による改正内容を紹介します。

保護命令に関するパンフレット（内閣府男女局ウェブサイト掲載）

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/keihatsu/index.html

配偶者や交際相手からの暴力に悩んでいませんか？

ひとりで悩まず、相談してください。

配偶者暴力相談支援センター



#8008 に電話をかけると、
お近くの都道府県の配偶者暴力相談支援センターにつながります。

配偶者暴力相談支援センターでは、

- 様々な問題についての相談支援やカウンセリング
- 緊急時における安全の確保・一時保護
- 自立支援や保護命令制度の利用に関する情報の提供や助言
- 関係機関との連絡調整その他の援助

を行っています。

(※警察機関、弁護士等による相談も受け付けています。)

- ☑匿名で相談できます。
- ☑秘密は守られます。

※ご利用には、一般の固定電話にかけられるとより正確に連絡がとれます。
※ご利用には、各都道府県の電話番号が異なります。
※一部の携帯電話からはつながりません。

警察

- 警察では、
- 配偶者からの暴力の防止に関するともに、
応急の対応を要すると認められる被害者の保護
- 申出により、被害者を自ら防止するための措置の
指示等
- 被害者に対する虐待警告等
- 利用許可（旅行、進学、帰国、住居移入など）に
関する場合は、被害者の意思を踏まえ、被害に
向けた注意等を行います。

警察に、相談したり、援助を求めることもできます。

#9110 番(警察相談専用電話)に
電話をかけると、発信地を管轄する警察本部等の
総合窓口につながります。

※24時間受付の緊急ダイヤル(112)とは(警察管内用)により異なります。
※ご利用には、一般の固定電話にかけられるとより正確に連絡がとれます。
※一部の携帯電話からはつながりません。

他の相談機関一覧はこちら



内閣府
男女共同
参画局

18

